

平成二十二年四月三十日受領
答弁第四一―二号

内閣衆質一七四第四一―二号

平成二十二年四月三十日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件の捜査情報の管理等に関する第三回質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件の捜査情報の管理等に関する第三回質問に対する答

弁書

一及び二について

先の答弁書（平成二十二年四月十六日内閣衆質一七四第三六六号）二及び三について述べたとおり、質問主意書に対する答弁は、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十五条第二項の規定に基づき、内閣としてお答えするものであるが、御指摘の発言については、政治家個人としての見解を述べたものであると承知しており、政府としてお答えする立場にない。

三及び四について

枝野国務大臣の政治家個人としての見解について、政府としてお答えする立場にないが、政府としては、検察当局においては、法に従い、適切に職務を遂行しているものと承知している。